

令和8年1月23日

電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集
－920MHz 帯空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの屋外利用等に係る制度整備－

総務省は、電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）等の一部を改正する省令案等について、令和8年1月24日（土）から同年2月24日（火）までの間、意見を募集します。

1. 概要

総務省では、920MHz 帯空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの屋外利用等に係る技術基準の策定に向けた検討を行ってきました。

今般、情報通信審議会（会長：遠藤 信博 日本電気株式会社特別顧問）から、技術的条件について一部答申がなされたことを受け、必要な制度整備を行うため、電波法施行規則等の一部を改正する省令案等を作成しましたので、当該改正案に対して意見募集を行います。

2. 意見募集対象等

（1）定めようとする命令等及び根拠法令条項一覧（別紙1）のとおり

（2）意見募集対象

- ・920MHz 帯空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの屋外利用等に係る制度改正案（別紙2）のとおり

（3）意見提出期間

令和8年1月24日（土）から令和8年2月24日（火）＜必着＞（郵送による提出の場合、締切日の消印有効とします。）

詳細については、意見公募要領（別紙3）を御覧ください。

3. 今後の予定

意見募集の結果を踏まえ、電波監理審議会（会長：笹瀬 巖 慶應義塾大学名誉教授）への諮問を行い、同審議会の答申が得られた場合は、関係省令等の改正等の所要の手続を速やかに進めていく予定です。

4. 資料の入手方法

資料については、総務省総合通信基盤局電波部移動通信課（総務省10階）において閲覧に供するとともに配布します。また、e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載します。

＜関係報道資料＞

- ・「空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの技術的条件」のうち「920MHz 帯空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの屋外利用等に係る技術的条件」 ー情報通信審議会からの一部答申ー

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban14_02000742.html

連絡先

【周波数割当計画の変更案以外について】

総務省 総合通信基盤局 電波部 移動通信課

（担当：田野課長補佐、塚本第一技術係長）

住 所：〒100－8926

東京都千代田区霞が関２－１－２

中央合同庁舎２号館

電 話：03-5253-5895

E-mail：land_radio_atmark_ml.soumu.go.jp

（スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示していますので、ご送信の際は、「@」に変更してください。）

【周波数割当計画の変更案について】

総務省 総合通信基盤局 電波部 電波政策課

（担当：長澤周波数調整官、加地第二計画係長）

住 所：〒100－8926

東京都千代田区霞が関２－１－２

中央合同庁舎２号館

電 話：03-5253-5875

E-mail：freq-allocation_atmark_ml.soumu.go.jp

（スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示していますので、ご送信の際は、「@」に変更してください。）